

---

プロジェクト **バーチャル PPA に係る会計上の取扱い**

項目 **会計処理に関する論点**

---

## I. 本資料の目的

1. 当委員会は、2025 年 3 月 11 日に、実務対応報告公開草案第 70 号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）を公表した。
2. 本資料は、本公開草案に寄せられたコメントのうち、本公開草案の「発電により生じた、非化石価値を受け取る権利について、金額を合理的に見積ることが可能となった時点において費用処理を行う。」（本公開草案第 4 項）との提案に関して、非化石価値取引に係る会計処理の始点を明確化すべきであるとのコメント（審議事項(6)-4 のコメント 4）及び 5）及び決算日後に国による電力量の認定が行われた場合の取扱いを明確化すべきであるとのコメント（審議事項(6)-4 のコメント 6）への対応について検討を行うことを目的としている。

## II. 本公開草案における提案

### 会計処理に関する提案

3. 本公開草案では、非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務に関する会計処理について、次のとおり提案していた（本公開草案第 4 項及び第 5 項）。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>4. 需要家は、発電により生じた、非化石価値を受け取る権利について、金額を合理的に見積ることが可能となった時点において費用処理を行う。ここで、遅くとも国による電力量の認定時点（第 3 項(4)参照）までに金額を合理的に見積ることとする。</li><li>5. 前項の時点において、対価の支払義務に係る負債を計上する。</li></ol> |
|--|

4. 非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務に関する会計処理を行う時点について、本公開草案の結論の背景では、本公開草案を適用する契約では、需要家が契約で指定された再生可能電力発電設備の発電量に応じた量の非化石価値を購入することをあらかじめ約束しているため、発電により将来非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務が需要家に生じていると考えられることを考慮して、発電時点において需要家が非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務の会計処理を行うことが考えられるとしていた

(本公開草案 BC14 項)。

5. しかしながら、国による電力量の認定時点より前は非化石価値の量が確定していないことや、発電時点では発電事業者から需要家に発電量の通知が行われていない可能性があることから、発電時点において会計処理を行うことが実務的に困難な場合があることが想定されるとしていた(本公開草案 BC15 項)。
6. 本公開草案では、このような実務上の困難さを想定して、需要家は、発電により生じた、非化石価値を受け取る権利について、金額を合理的に見積ることが可能となった時点で会計処理を行うことを提案した(本公開草案 BC15 項)。ただし、バックストップとして、遅くとも国による電力量の認定時点までに金額を合理的に見積り、会計処理を行うことを提案した(本公開草案 BC16 項)。

### 経過措置に関する提案

7. 本公開草案では、本公開草案を適用する際の経過措置について、次のとおり提案していた(本公開草案第 8 項)。

8. 本実務対応報告の適用初年度において、本実務対応報告を適用することによりこれまでの会計処理と異なることとなる場合、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う。この場合、適用初年度の期首において既に需要家が非化石価値を受け取る権利を有しており、金額を合理的に見積ることができるものについては、当該金額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減する。

8. 会計方針の変更の取扱いについて、企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第 6 項(1)では、会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められていない場合には、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用することを求めている。
9. この点に関して、本公開草案の適用により会計処理の変更が生じる場合は、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に該当すると考えられ、本公開草案を遡及適用する場合、どの時点で金額を合理的に見積ることが可能となるかを判断することになるが、当該判断にあたり用いた情報が対象となる過去の財務諸表が作成された時点で入手可能であった情報か、又はその後に判明した情報であるかどうかを判断することが困難な場合があると考えられる(本公開草案 BC31 項)。
10. ただし、この場合であっても、適用初年度の期首において既に需要家が非化石価値を受け取る権利を有しているものについては、当該期首時点において金額を合理的に見積ることが可能かどうかの判断を行うことができると考えられるため、本公開草案では、本

公開草案の適用にあたって遡及適用を求めないこととし、経過措置として、本公開草案第8項後段の取扱いを提案した（本公開草案 BC31 項）。

### III. 本公開草案に寄せられたコメントに対する対応

#### 寄せられたコメント

11. 本公開草案に寄せられたコメントの概要は、次のとおりである。

- (1) 非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務の認識時点が「発電」時以降であることを明確にすることをご検討いただきたい。
- (2) IFRS 会計基準適用企業がデリバティブとして会計処理する際の公正価値（時価）評価と本公開草案で言及されている「合理的に見積ることが可能」との関係を結論の背景で説明することをご検討いただきたい。
- (3) 決算日後に国による電力量の認定が行われたこと等により、金額を合理的に見積もることが可能となった場合の取扱いを明らかにすることについてご検討いただきたい。

12. 前項(1)のコメントに関して、コメント提出者は、次のような誤解が生じかねないかを懸念するとしている（下線は事務局が追加）。

非化石価値を移転する契約（以下「バーチャル PPA 契約」という。）を締結した時点で需要家は「発電された場合の非化石価値を受け取る権利を取得し、この権利に対応する対価の支払義務を負う」のであり「発電された場合」という条件付きではあるが、契約時点で「将来非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務」は需要家に生じていると考えることもできる。このため、次のような誤解が生じかねないかを懸念する。

再生可能電力発電は、特に発電量に関して見積りの要素を多く含むが、バーチャル PPA 契約では将来の発電量の予想に基づき契約条件が決定されていることを踏まえて、その見積りの精度は実際の発電時期が近づくにつれて高まると考えられる。また、例えば、需要家の買取量に上限が設けられているようなバーチャル PPA 契約において、発電量が恒常的に上限値を上回るような状況が想定される場合、数量がほぼ固定化する（少なくとも合理的に見積もることが可能となる）状況も考えられる。このような状況において、「発電」より前に金額を合理的に見積もることが可能と判断された場合に、本公開草案の要求事項からは、発電を待たずに取得の処理が必要となるようにも読める。

13. 次に、本資料第 11 項(2)のコメントに関して、コメント提出者は、次のような誤解が生じかねないかを懸念するとしている（下線は事務局が追加）。

IFRS 会計基準適用企業においては、非化石価値を受け取る権利をデリバティブとして取り扱い、公正価値（時価）評価を行うことも想定される。公正価値を算定するにあたって、将来の支払金額を見積ることとなるため、このような企業は将来の支払金額を合理的に見積れていることになる。すなわち、IFRS 会計基準に基づき作成される連結財務諸表上、バーチャル PPA をデリバティブとして取り扱い、公正価値評価を行っている企業では、契約期間全期間にわたって「支払金額の見積りが可能」であると考えられる。

したがって、本公開草案の会計処理の取扱い(案)からは、日本基準により作成される単体財務諸表においても、発電を待たずに取得の処理が必要になるとの誤解が生じるおそれがある。

(略)

併せて、バーチャル PPA を公正価値評価している IFRS 会計基準適用企業は上記手当を行ったとしても、最速で、すなわち、発電時点をもって取得の会計処理を行わなければならないと解釈される可能性がある。これを避けるべく、公正価値評価のための金額の見積りを行っているとしても、そのことをもって必ずしも「金額が合理的に見積れている」ことは意味しないということについて、結論の背景等で記載することをご検討いただきたい。

14. また、本資料第 11 項(3)のコメントに関して、コメント提出者は、非化石価値を受け取る権利を費用処理するためには、「発電」という事象が生じており、かつ、「金額を合理的に見積ることが可能」であることが要件となっているため、決算日後に国による電力量の認定などにより金額を合理的に見積ることが可能になったとしても、国による電力量の認定等は修正後発事象には該当せず、非化石価値を受け取る権利に係る費用を財務諸表に計上しないとの理解を示した上で、次のとおり、決算日後に国による電力量の認定等が行われた場合の取扱いを明らかにすることを要望している。

本公開草案では、国による電力量の認定結果は「発電月から 3 か月後の月末」に発電事業者へ通知されるとされているため（本公開草案 BC12 項(4)）、例えば、3 月決算会社の場合、4 月末に国による電力量の認定が行われたこと等により、金額を合理的に見積もることが可能となった場合の取扱いが問題になる可能性があると考えます。このため、決算日後に国による電力量の認定等が行われた場合について、本公開草案における取扱いを明らかにしていただきたい。

## 寄せられたコメントの分析

15. 本資料第 11 項(1)のコメントは、非化石価値を受け取る権利について、金額を合理的に見積ることが可能となった時点において会計処理を行う（本公開草案第 4 項）との本公開草案の提案から、状況によって発電事業者における発電より前に会計処理を行うとの誤解が生じることを懸念する意見であると考えられる。

また、このコメントは、非化石価値を受け取る権利の金額に関して、本公開草案第 4 項の「合理的に見積る」との表現に着目したものと考えられ、非化石価値を受け取る権利を認識するプロセスを経た後の測定について言及したものと考えられる。

16. 本資料第 11 項(3)のコメントも「合理的に見積る」との表現に着目しており、当該コメントは、非化石価値を受け取る権利の金額を「合理的に見積る」とことと修正後発事象との関係を問題としていると考えられる。

17. 本資料第 11 項(2)の IFRS 会計基準適用企業がデリバティブとして会計処理する際の公正価値評価との関係に関するコメントは、本公開草案を適用する契約を認識した上で、当該契約の公正価値の測定について述べたものと考えられる。

## 対応案

18. 次項以降では、寄せられたコメントの分析を踏まえて、会計処理を行う時点に関して、始点の明確化及び「合理的に見積る」との表現の見直しについて、並びに IFRS 会計基準でデリバティブとして公正価値評価が行われている場合との関係について検討を行う。

### (会計処理を行う時点)

#### 会計処理を行う始点（発電時）の明確化

19. 本実務対応報告第 4 項では、「発電により生じた、非化石価値を受け取る権利」としているため、非化石価値を受け取る権利の認識時点が発電時以降であることは読み取れると考えられる。ただし、状況によって発電より前に会計処理を行うとの誤解が生じることについて懸念するコメントが寄せられたことを受け、当該懸念の解消の観点から、会計処理を行う始点を本文に記載することでより明確化を図ることが考えられる。

20. 明確化にあたり、本公開草案の結論の背景において、発電時点において需要家が非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務の会計処理を行うことが考えられる（本公開草案 BC14 項）としていることを踏まえ、金額を合理的に見積ることが可能となった時点ではなく、原則として、発電時点において会計処理を行うことを本文に明記することが考えられる。

### 「合理的に見積る」との表現の見直し

21. 前項のとおり、金額を合理的に見積ることが可能となった時点に代えて、非化石価値を受け取る権利について発電時点において会計処理を行うことを本文に明記する場合、国による電力量の認定時点より前の時点では非化石価値の量が確定していないことや、発電時点では発電事業者から需要家に発電量の通知が行われていない可能性があるという実務上の困難さ（本公開草案 BC15 項）にどのように対応するかが論点となる。
22. この点につき、実務上の困難さへの対応が、非化石価値を受け取る権利を認識する局面におけるものであることが明確となるように本公開草案第 4 項について見直しを行うことが考えられる。具体的な見直しの方向性については、「合理的に見積る」という表現を削除して、発電時点で非化石価値を受け取る権利について信頼性をもって測定できない場合に、信頼性をもって測定できるまで費用処理を行わないことができるということが考えられる。
23. この際、「遅くとも国による電力量の認定時点（第 3 項(4)参照）までに金額を合理的に見積る」（本公開草案第 4 項）との記載については、発電時点において会計処理を行うと定めることと整合的に、「合理的に見積る」との表現を「費用処理を行う」と見直すことが考えられる。
24. また、本公開草案第 8 項の経過措置の定めにおいても「合理的に見積る」との表現を用いていることから、本公開草案第 4 項の修正と整合的に本公開草案第 8 項を見直すことが考えられる。具体的には、適用初年度の期首において既に需要家が非化石価値を受け取る権利を有しており、金額を「信頼性をもって測定する」ことができるものについては、当該金額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減すると見直すことが考えられる。
25. 修正後発事象との関係については、決算日において発電事業者による発電は完了しているものの、需要家が非化石価値を受け取る権利の金額を信頼性をもって測定することができなかった場合には、当該需要家は非化石価値を受け取る権利に係る費用を認識することはなく、したがって、仮に決算日後の事実と状況により信頼性をもって測定することが可能となったとしても、修正後発事象として非化石価値を受け取る権利に係る費用認識の修正を行うことはないと考えられる。

ただし、決算日において発電事業者による発電が完了し、かつ、需要家が非化石価値を受け取る権利の金額を信頼性をもって測定したとき、すなわち、当該需要家が非化石価値を受け取る権利に係る費用を認識したときは、当該需要家が決算日後により精緻な測定が可能となる情報を入手したことを受けて、この認識した費用の金額を修正することはあり得ると考えられる。

**(IFRS 会計基準でデリバティブとして公正価値評価が行われている場合との関係)**

26. 本公開草案における会計上の考え方の検討の経緯について確認すると、本公開草案では、契約に含まれる差金決済という特徴のみに着目してデリバティブに該当するか否かの検討を行うのではなく、需要家にとって契約の主たる目的であると考えられる非化石価値の取得について、非化石価値取引の概要や非化石価値の特徴を踏まえてどのような会計処理が経済実態を表すのかの検討を行っている（本公開草案 BC11 項）。
27. このような検討の経緯を踏まえ、また、非化石価値を受け取る権利について発電時点において費用処理を行うと本文において明確化することで、IFRS 会計基準を適用して連結財務諸表を作成する企業が日本基準に準拠して個別財務諸表を作成する場合においても、発電を待たずに取得の処理が必要になるとの誤解は回避できるものと考えられる。
28. また、「信頼性をもって測定できるようになるまで費用処理を行わないことができる」とすることで、IFRS 会計基準適用企業がデリバティブとして会計処理する際の公正価値評価のための金額の見積りとは局面が異なることが読み取れると考えられる。

**(対応案)**

29. 以上の検討から、本公開草案第 4 項を次のとおり修正することが考えられるがどうか（追加は下線、削除は取消線で示している。）。

(HP では非公表)

なお、本資料では、本公開草案が実務対応報告として最終化された場合の本文のみをお示ししており、結論の背景については次回以降検討いただくことを予定している（次項において同様）。

30. また、本公開草案第 8 項の経過措置についても、前項の提案と整合的に修正することが考えられるがどうか（追加は下線、削除は取消線で示している。）。

(HP では非公表)

31. 非化石価値を受け取る権利に係る費用の認識と修正後発事象との関係については、結論の背景で説明を行うことでどうか。

**ディスカッション・ポイント**

本資料第 11 項から前項に記載した事務局の分析及び対応案について、ご意見をお伺いしたい。

以 上